

障害者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、障害者団体が市の施設の利用に伴う観覧料及び使用料の減免(以下「減免」という。)を受けるための手続きの取り扱いについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において障害者団体とは、主として、本市に住所を有する身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者で構成し、本市に所在地を有する団体で、市長が認めるものをいう。

(対象施設)

第3条 減免の対象施設(以下「施設」という。)は、地方自治法第244条第1項の公の施設として市が設置したもののうち、当該施設の設置条例中に減免に関する規定があるものとする。

(障害者団体の認定)

第4条 市長が障害者団体と認めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

(1)本市に所在地を有する、障害者自立支援法、児童福祉法等による障害児(者)施設等を運営するもの。

(2)前号に掲げる団体に準ずるもの

(3)その他市長が認める団体

2 障害者団体として、市の認定を受けようとする団体は、障害者団体認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)団体の会則等(団体の所在地、活動主旨を明示したもの)

(2)団体の会員名簿(団体の代表者、会員の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無等を明示したもの)

(障害者団体の認定通知等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、認定の可否について審査し、審査結果を障害者団体認定(不認定)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 認定の期間は、原則として、認定の決定を受けた日から3年以内の3月31日までとする。ただし、市長が必要があると認める場合はこの限りではない。

3 認定の更新については、前条第2項に準じて行うものとする。

(変更の届出)

第6条 障害者団体は、次の各号の一に該当するときは、障害者団体変更届書(第3号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(1)団体の代表者を変更したとき。

(2)団体の所在地を変更したとき。

(3)障害者団体が第4条第1項の要件を欠くに至ったとき。

(報告の徴収)

第7条 市長は、障害者団体が第2条の要件を満たしているか確認するため、当該団体に対して、必要と認める事項の報告を求めることができる。

(障害者団体の認定の取り消し)

第8条 市長は、障害者団体が次の各号の一に該当するとき、障害者団体の認定を取消することができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により団体の認定を受けたとき。

(2) 第6条第3号に該当したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、障害者団体認定取消通知書(第4号様式)により団体の代表者に通知するものとする。

(減免手続)

第9条 障害者団体が減免を受けようとするときは、当該施設の利用を申し込む際、障害者団体認定通知書(第2号様式)を提示しなければならない。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 身体障害者、知的障害者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免に関する実施要綱(平成4年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 精神障害者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取扱いに関する要綱(平成10年4月1日制定)は平成21年9月30日に廃止する。

3 この要綱の施行の日前に行われている障害者団体の認定は、平成21年9月30日限り、その効力を失う。ただし、平成18年4月1日以降に認定された団体についてはこの限りではない。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行なわれている障害者団体の認定は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第4条関係）

障害者団体認定申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

| | | |
|-----|---------|---|
| 申請者 | 住所又は所在地 | |
| | 施設又は団体名 | |
| | 電話番号 | |
| | 代表者名 | 印 |

障害者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱第4条の規定により、申請します。

記

1 申請の目的

2 その他

添付書類

- （1）団体の会則等（団体の所在地、活動趣旨を明示したもの）
- （2）団体の会員名簿（団体の代表者、会員の障害者手帳の有無を明示したもの）

様

浜松市長

障害者団体認定（不認定）通知書

年 月 日付で申請のあった障害者団体認定の可否について、次のとおり決定したので、障害者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱5条の規定により通知します。

記

| 決定区分 | 認定 ・ 不認定 | | |
|---------|---|------|--|
| 住所又は所在地 | | | |
| 施設又は団体名 | | | |
| 代表者名 | | | |
| 認定年月日 | | 認定期間 | |
| 不認定の理由 | | | |
| 条件 | 1 障害者団体は、障害者団体認定通知書を減免手続き以外の目的に使用してはならない。 2 障害者団体は、次の各号の一に該当するときは、障害者団体変更届出書（第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。 （1）団体の代表者を変更したとき （2）団体の所在地を変更したとき （3）障害者団体としての要件を欠くに至ったとき | | |
| 備考 | NO. 障害者割引が利用できない施設もあります。事前に各施設へお問い合わせください。 | | |

この通知は再交付いたしません。大切に保管してください。

第3号様式（第6条関係）

障害者団体変更届出書

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所又は所在地
施設又は団体名
電話番号
代表者名

印

障害者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱第6条の規定により、次のとおり届出ます。

記

1 変更事項

2 変更年月日

3 変更の内容

第4号様式（第8条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

障害者団体認定取消通知書

障害者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱第8条の規定により、障害者団体の認定を取り消します。

記

| | |
|----------|--|
| 住所又は所在地 | |
| 施設又は団体名 | |
| 代表者名 | |
| 認定取消し年月日 | |
| 認定取消しの理由 | |